(B) 枠内税率は、次のとおりとする。

(aa) 課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下の原産品については、一キログラムにつき四百八十二円とする。

(bb) 課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下の原産品については、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。

(cc) 課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超える原産品については、二・二パーセントとする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii) 表の5欄に「(f)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。この(f)の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(g)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 一年目については、三千五百メートル・トン

(bb) 二年目については、四千メートル・トン

(cc) 三年目については、四千五百メートル・トン

(dd) 四年目については、五千メートル・トン

(ee) 五年目及びそれ以降の各年については、五千五百メートル・トン

(B) 枠内税率は、次のとおりとする。

(aa) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、三・六パーセントとする。

(bb) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、六・八パーセントとする。

(cc) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。

(dd) 表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。

(ee) 表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十九・一パーセントとする。

(ff) 表の2欄に六個の星印（＊＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、それぞれ次のとおりとする。

(AA) 一年目及び二年目については、十・七パーセント

(BB) 三年目及びそれ以降の各年については、八・五パーセント

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii) 表の5欄に「(g)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(h)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 一年目については、千五百メートル・トン

(bb) 二年目については、三千メートル・トン

(cc) 三年目については、四千五百メートル・トン

(dd) 四年目については、五千五百メートル・トン

(ee) 五年目及びそれ以降の各年については、六千五百メートル・トン

(B) 枠内税率は、無税とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に「(h)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(i)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 一年目については、五百メートル・トン

(bb) 二年目については、千メートル・トン

(cc) 三年目については、二千メートル・トン

(dd) 四年目については、三千メートル・トン

(ee) 五年目及びそれ以降の各年については、四千メートル・トン

(B) 枠内税率は、無税とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に「(i)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(j)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき百メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、無税とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii) 表の5欄に「(j)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(k)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき十メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、無税とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii) 表の5欄に「(k)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

3 前編1の規定は、統一システムの第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第七〇三・一〇号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であって、2(f)又は次節の日本国の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4 第三十条2(b)の規定の適用上、次節の日本国の表の5欄に「G」を掲げた品目に分類される原産品については、二千九年四月一日における実行最恵国税率が、当該原産品の基準税率に代わって適用される。